

保育利用調整基準

令和7年度版

保育を必要とする事由やその状況に応じた(1)「基本指数」及びその他の状況に応じた(2)「調整指数」の合計指数の高い世帯の児童から優先順位を設定する。

(1)基本指数

保育を必要とする事由に従い設定する。

- ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて基本指数を設定する。
- ・ 父母それぞれの指数の合算を基本指数とする。
- ・ ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本指数と(9)その他の不存在等の50との合算を基本指数とする。
- ・ 父母が複数の事由に該当する場合は、主たる要件を採用し、事由に応じた期間について調整を行う。

(2)調整指数

①保護者の状況 ②世帯の状況 ③申込児童の状況 ④保育の代替手段 ⑤その他の状況 に応じて加減点する。

- ・ ①～⑤の区分ごとに加点は1つまで採用可能とし、減点は2つ以上採用可能とする。

ただし、転園申請は、きょうだい同時利用等のやむを得ない事由を除き、転園申請の加点以外の調整指数の加点を行わない。(※1)

※基本指数及び調整指数の合計が同一指数で並ぶ場合には、(3)「順位表」により優先順位を設定する。

(1)基本指数表

保育が必要な事由		基準	基本指数
(1)就労 ※1 ※2		●勤務時間が1か月に160時間以上	50
		●勤務時間が1か月に150時間以上160時間未満	48
		●勤務時間が1か月に140時間以上150時間未満	46
		●勤務時間が1か月に130時間以上140時間未満	44
		●勤務時間が1か月に120時間以上130時間未満	42
		●勤務時間が1か月に110時間以上120時間未満	40
		●勤務時間が1か月に100時間以上110時間未満	38
		●勤務時間が1か月に90時間以上100時間未満	36
		●勤務時間が1か月に80時間以上90時間未満	34
		●勤務時間が1か月に70時間以上80時間未満	32
		●勤務時間が1か月に64時間以上70時間未満	30
		●内職	20
(2)出産		●妊娠・出産（予定日の4週前の日が属する月から、産後8週を経過する日が属する月末まで）	35
(3)疾病	入院	●1か月以上入院	50
	居宅内療養	●常時臥床（寝たきり）など自律的外出が困難である	50
		●月複数回以上の通院加療を要する	30
		●上記以外の自宅療養	25
(4)障がい		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	50
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	41
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	33

(1)基本指数表

保育が必要な事由		基準	基本指数
(5)介護・看護	同居の親族	●医療機関に入院した者の付添い看護等をする	50
		●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする	50
		●通院が1か月以上の者の付添いをする	25
		●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	50
		●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	40
		●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	30
		●障がい児（者）の通学に常時付添いする	25
		●介護保険施設・障がい者施設の通所に常時付添いする	25
		●上記以外の介護・看護	20
		(5)介護・看護	別居の親族
●常時臥床（寝たきり等）の者の介護をする	45		
●通院が1か月以上の者の付添いをする	20		
●精神障害者保健福祉手帳1級を所持 身体障害者手帳1級・2級を所持 療育手帳A1・A2を所持	45		
●精神障害者保健福祉手帳2級を所持 身体障害者手帳3級を所持 療育手帳B1を所持	35		
●精神障害者保健福祉手帳3級を所持 身体障害者手帳4～6級を所持 療育手帳B2を所持	25		
●障がい児（者）の通学に常時付添いする	20		
●介護保険施設・障がい者施設の通所に常時付添いする	20		
●上記以外の介護・看護	15		
(6)災害復旧			
(7)求職活動	●生計中心者が求職中である場合（ひとり親等も含む）		30
	●生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合		25
	●上記の世帯以外で、求職中である場合		15
(8)就学等		就学・技術習得等のため、日中保育にあたることができない場合	(1)準用
(9)その他	不存在等	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	50
	前各号に掲げるもののほか、市長が明らかに保育が必要と認める場合		※3

※1 就労時間は、1か月を4週として判断する。また、休憩時間を含む。

※2 育児休業中の場合、労働契約上の本来の就労時間等により判断する。

※3 市長が定める。

(2)調整指数表

令和7年度版

区分	番号	具体的内容	調整指数	備考
① 保 護 者 の 状 況	1	保護者が市内の認可保育施設に月120時間以上で勤務する保育士、幼稚園教諭、保育教諭等(以下、「保育士等」)である場合(内定を含む)	20	
	2	保護者が市内の認可保育施設に月120時間未満で勤務する保育士等である場合(内定を含む)	15	
	3	就労内定の場合	-2	
	4	通信制大学、通信教育の学生である場合	-5	保育要件が就学の場合のみ調整
	5	保護者が精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳のいずれかの交付を受けている場合	4	対象者が複数該当する場合でも1度のみ加算、手帳の写し等の提出がある場合のみ加算
	6	保護者が精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付をひとりで受けている場合	2	対象者が複数該当する場合でも1度のみ加算
② 世 帯 の 状 況	7	保護者の一方が長期入院や単身赴任等で長期不在の場合	2	1か月以上を対象とする
	8	世帯員(保護者を除く)が要介護認定されている、又は障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳又は療育手帳)の交付を受けている場合	2	対象者が複数該当する場合でも1度のみ加算、要介護認定証、手帳の写し等の提出がある場合のみ加算
	9	ひとり親世帯	15	
	10	生活保護世帯(就労による自立支援につながる場合)	9	
	11	両親がいない世帯で、申込児童を両親以外の者が保育している場合	5	
	12	18歳以上65歳未満の同居の親族が保育可能である場合	-6	
	13	社会的養護が必要なもの(虐待やDVのおそれがあること)	30	児童相談所等の意見書がある場合
	14	保育料等を滞納している世帯(分納誓約があり、6か月以上履行しているもの、または児童手当からの充当手続きをしているものは除く)	-50	
③ 申 込 児 童 の 状 況	15	複数人の兄弟姉妹(多胎児含む)が認可保育施設を同時に利用申請する場合	1	項番16との重複可
	16	兄弟姉妹が認可保育施設又はその併設する幼稚園にすでに入所しており、申込児童が同一の認可保育施設の利用を希望する場合(令和7年3月時点で在籍する兄弟姉妹を含む)	20	併設する幼稚園についても対象、1ヶ月以上在籍する兄弟姉妹が対象、在籍園限定で加点
	17	同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合	5	公立のこども園は認定こども園とは異なるため、対象外
	18	認可外保育施設が認可保育施設に移行した場合であって、移行前からの当該施設の在園児である場合	50	
	19	家庭的保育事業所又は小規模保育事業所を卒園し、引き続き別の認可保育施設への入所を希望する場合	20	
	20	兄弟姉妹が在園する認可保育施設への転園 市外委託先から市内認可保育施設への転園 市外認可保育施設に在園しており、転入に伴い市内認可保育施設に入所を希望する場合(転入予定を含む)	2	※1 その他の調整指数との重複不可
	21	上記以外の理由による転園	-20	※1

(2)調整指数表

令和7年度版

区分	番号	具体的内容	調整指数	備考
④ 保 育 の 代 替 手 段	22	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、職場の育児休業制度上、保育利用開始希望年度内（翌年度4月1日を含む）に育児休業から復帰しなければならない場合	4	就労証明書に記載されている場合のみ適用
	23	育児休業からの復帰に伴う申込みであり、上記以外の場合	2	就労証明書に記載されている場合のみ適用
	24	保護者の育児休業に伴い、認可保育施設を退所している	6	
	25	希望する認可保育施設に入所できない際に、育児休業の延長も許容できる場合	-90	
	26	申込児童を同伴で就労している	1	
	27	事業所内保育施設・認可外保育施設を利用しているもの	3	1ヶ月以上の利用が対象
⑤ そ の 他	29	市外居住者（転入予定者及び市内の認可保育施設に勤務する保育士等を除く）	-50	※2
	30	利用の内定を自ら辞退したもの	-50	年度内は継続するものとする
	31	入所申込受付期間内に申請したもの（0歳児は通年対象）	10	※妊娠・出産、災害復旧の場合は申込期間終了後の申請も対象

※1 転園申請はきょうだい同時利用等のやむを得ない事由を除き、調整指数の加点をなしとする。

※2 転入することが確認できる書類（賃貸借契約書・土地売買契約書の写し等）の提出があるものを転入予定者とする。

(3)順位表

1	基本指数が高いもの
2	当該保育所等の希望順位が高いもの
3	養育している小学生以下のこどもの人数が多い世帯
4	希望する施設と自宅が同一小学校区内（災害・緊急時対応のため）※ 1
5	希望施設数を多く記入しているもの
6	親の勤務地が遠い世帯
7	待機期間が長いもの
8	里親制度を利用しているもの

※ 1 同一小学校区内に施設が所在しない場合は、中学校区内の施設を対象とする。

***親の勤務地の区分（順位表 6 にて利用）**

1	県外	4点
2	県内（隣接していない市町村）	3点
3	県内（隣接している市町村）	2点
4	市内	1点

・ひとり親世帯については、不存在者の点数は 1 を適用し、4 点とする。